

# 委託業務仕様書

## 1 委託業務名称

令和8年度アジアにおける誘致候補企業に関する調査とネットワーク構築業務

## 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

## 4 適用

本仕様書は、令和8年度に実施する「アジアにおける誘致候補企業に関する調査とネットワーク構築業務」に適用する。

## 5 趣旨・目的

本業務は、京都市（以下「本市」という）の持つ高度な技術力や産学連携、文化といった独自の産業特性を活かし、アジアにおいて本市への進出可能性が高い企業を戦略的に誘致することを目的とする。昨年度までの調査実績を基盤としつつ、本年度は情報の収集に留まらず、現地の産業エコシステムにおいて意思決定に影響力を持つキーパーソンや主要機関（官公庁、商工会議所、産業支援団体、VC、アクセラレーター、業界団体等）との強固なネットワークを構築し、本市とアジア現地との恒常的な連携体制を確立する。これにより、進出確度の高い企業の特定期度を高めるとともに、本市職員による現地プロモーションや直接交渉の機会を創出し、実効性の高い企業誘致活動を展開することで、本市経済の活性化およびイノベーションの創出を図るものである。

## 6 委託内容

前年度の調査実績を継続的に活用しつつ、アジアで新たに合計50社以上の高確度ターゲット企業を抽出する。さらに、現地の産業エコシステムにおいて意思決定を左右するキーパーソンや主要機関（官公庁、商工会議所、産業支援団体、VC、アクセラレーター、業界団体等）との強固なネットワーク体制を構築し、本市とアジア現地との恒常的な連携ルートを確立する。また、本市職員による現地活動を最大化するため、戦略的な面談設定や現地プロモーション機会の創出を受託者に求めるものであり、これにより本市とアジアのエコシステムとの強固なネットワーク構築を飛躍的に高めることを目指す。

委託内容は、以下(1)～(7)のとおりとするが、リストの作成及び面談を行う件数等は最低基準を示したものであり、件数の追加や渡航先等については提案内容に含めるものとする。

### (1) アジアにおける誘致候補企業リストの作成および精査

ア 既存リストのフォローアップ：本市が有する調査企業（約50社以上）に対し、現在の事業進捗や日本進出意欲の有無を追跡調査し、最新状況を更新すること。なお、対象企業については本市と協議のうえ、決定すること。

イ 高確度ターゲット企業の新規抽出：アジアにおいて、本市と親和性が高い産業分野（ラ

イフサイエンス、IT・DX、環境、コンテンツ等)、かつ日本進出の可能性が極めて高い企業を50社以上新たに抽出すること。なお、抽出にあたっては、将来性の高いスタートアップのみならず、ベンチャーキャピタル、研究開発拠点やアジア拠点の設置を検討し得る中堅・大企業、およびグローバル大企業をバランス良く含めること。

- ・スタートアップ：独自の革新技术を持ち、日本市場への早期参加が見込まれる企業
- ・中堅、大企業：特定分野で高いシェアを持ち、日本企業との協業や新たな拠点設置の余力がある企業
- ・グローバル大企業：既に世界展開しており、日本国内での事業の拡充や、京都市の産学連携環境を活かした新事業創出の可能性がある企業

ウ 詳細情報の整理：リストには、企業概要、コンタクト情報、進出検討時期、具体的な要望（用地、人材、産学連携等）、本市への関心度を含めること。

エ アジア以外においても、本市への進出意欲が具体化している企業があれば、積極的に提案すること。

## (2) 現地キーパーソンおよび主要機関との関係構築

ア 実務的なキーパーソン・主要機関の探索と特定：アジアの産業エコシステムにおいて、企業の海外進出決定や投資判断に深く関与する実務レベルのキーパーソン・主要機関（官公庁、商工会議所、産業支援団体、VC、アクセラレーター、業界団体等）を探索・特定すること。対象には、VCやアクセラレーター等のスタートアップ支援機関に加え、大企業の投資・開発戦略や拠点設置の意思決定を支援する機関を含めること。

イ 恒常的なコンタクト体制の構築：特定したキーパーソン・主要機関に対し、本市の産業環境、支援制度、産学連携の可能性等を継続的に情報提供することで、相互の信頼関係を構築すること。

ウ 情報共有パイプラインの形成：本市職員が、現地の進出動向や個別案件について直接相談・確認できるよう、アジア地域のキーパーソンや主要機関との「恒常的にコンタクト可能な関係性」を築くこと。また、現地で有望な進出案件が浮上した際に、本市へ速やかに情報共有がなされる体制を確立すること。これには、迅速な意思決定を行うスタートアップの案件のみならず、中長期的な検討を要する大企業・グローバル大企業の拠点構想や投資動向等についても、早期かつ確実に把握できるパイプラインを含めるものとする。

## (3) 面談の設定および現地活動支援

受託者は、本市による直接的な誘致交渉および現地でのネットワーク構築を最大化するため、提出されるリストおよび構築した現地ネットワークを踏まえ、アジアにおいて、スタートアップからグローバル大企業、及び主要機関を対象とした以下の面談を設定すること。

- ・ 京都進出の候補企業：本市への進出可能性が極めて高く、具体的な投資意欲や拠点開設（日本支社、R&Dセンター、新規事業部門等）の検討を行っている企業の経営層または意思決定者。グローバル大企業においては、対日投資や既存拠点の機能強化を牽引する、実質的な権限を有する責任者を対象とすること。
- ・ 現地主要機関およびキーパーソン：各エリアの産業コミュニティにおいて中心的な役割を担い、有望な進出案件が集まりやすい主要機関（官公庁、商工会議所、産業支援団体、VC、アクセラレーター、業界団体等）や、スタートアップの急成長からグローバル企業の戦略まで、企業の海外展開をサポートする機関やキーパーソン。これらは、本市が現地で中長期的に相談し、連絡を取り合えるような持続的な協力関係を築くための対象として特定し、将来的な連携関係となるよう面談を設定すること。

## (4) 面談形式および目標件数

- ア オンライン面談：5件以上
- イ 現地面談：8件以上
- ウ 面談の相手先および実施時期については、本市と事前に協議のうえ決定すること。

(5) 持続的なアジアとのネットワーク構築のための戦略的施策

ア 現地エコシステムにおける「プレゼンスの確立」に向けた施策：本市がアジアの現地エコシステムにおいてプレゼンスを確立し、一時的な訪問に終わらない持続的な協力関係を築くための具体的な施策を提案・実行すること。

イ 施策の例

- ・ 現地コミュニティイベントへの参画：現地のアクセラレーターやベンチャーキャピタルが主催するミートアップやコミュニティイベントへ参加し、現地企業や支援機関との直接的な接点を確保する。
- ・ 主要カンファレンス等での発信：各エリアで開催される有力なテック系・産業系カンファレンスや展示会において、ネットワーキング活動を通じて本市のプロモーションを行うこと。
- ・ 戦略的な情報発信：現地の有力な情報発信媒体を活用し、本市の最新の産業施策や産学連携事例を、現地の関心事項に合わせて効果的に発信する。

(6) 本市職員の渡航及び宿泊等の手配

ア 受託者は、前項に基づくアジア現地での活動実施にあたり、本市職員が円滑に参加できるよう、当該職員の渡航および宿泊に関する手配を行うとともに、これらに要する費用（航空運賃、宿泊費、現地交通費等）を負担すること。なお、実施にあたっては以下の条件を想定すること。

- ・ 対象地域および回数：アジアにおいて、少なくとも1回の現地派遣を想定すること。
- ・ 派遣人数：原則として1回につき職員1名とする。ただし、イベントの規模等により本市が必要と認める場合は、予算の範囲内で別途協議のうえ調整するものとする。
- ・ 複数国・複数都市への移動：業務の効率的な遂行のため、一度の渡航で当該エリア内の複数国または複数都市を跨いで移動・滞在する場合がある。受託者はこれに伴う周遊航空券の確保や、移動経路に応じた宿泊手配を適切に行うこと。

イ 渡航および宿泊の手配にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・ 日程の協議：渡航日程および現地での詳細な行程（複数都市移動を含む）については、本市と事前に協議のうえ決定すること。
- ・ 効率的な手配：航空券の手配は、合理的かつ経済的な経路および運賃を基本とすること。ただし、複数国を移動する場合においても、公務の遂行に支障がない時間帯や安全性を十分に考慮すること。
- ・ 適切な宿泊施設：宿泊施設は、安全性、利便性（移動拠点へのアクセス等）および業務遂行上の適切性を考慮して選定すること。
- ・ 現地移動支援：各滞在都市における空港送迎、面談会場間および宿泊施設間の移動等について、専用車または適切な交通手段の手配を行うこと。
- ・ 渡航支援：複数国への入国に必要な手続き（各国の査証取得支援、現地衛生情報の提供等）が必要な場合は、速やかに情報提供およびサポートを行うこと。

ウ 本市職員の現地活動（企業・機関との面談、プロモーション活動等）に際し、円滑な意思疎通を図るため、必要に応じて逐次通訳または同時通訳が可能な通訳者を配置すること。

(7) 誘致用プロモーション資料の最適化

アジアにおける商習慣や特定の産業ニーズ（例：ライフサイエンス、環境技術等）に合わせ、本市の立地環境を魅力的に伝えるプレゼンテーション資料（英語・現地語等）を作成・

改訂すること。

## 7 成果物等

業務終了後、以下の書類を速やかに提出すること。

- (1) 提出物
  - ・ 令和8年度実施報告書
  - ・ 調査対象企業リスト（6(1)のリスト）
  - ・ 本業務で取得、利用又は作成した資料
- (2) 提出期限  
令和9年3月31日（水）
- (3) 提出先  
京都市産業観光局 企業誘致推進室

## 8 進捗管理

受託者は、契約後速やかに作業スケジュールを提出するとともに、適宜、本市との打ち合わせを設定し、作業スケジュールに基づいた進捗報告とその後の進め方について協議を行うこと。

## 9 委託料の支払い

- (1) 本業務委託料の支払いについては、あらかじめ双方が協議して定めた期日までに請求を行うこと。
- (2) 本市は、受託者から適法な支払請求書を受領したときから、30日以内に受託者に当該請求額を支払うものとする。

## 10 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、別紙1「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定める内容を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、契約後速やかに別紙2「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出するとともに、本市の求めに応じて立入調査に対応又は別紙3「個人情報取扱事務の委託先への検査チェックシート」を提出すること。
- (2) 本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務の責任者を配置し、適正な人員を配置して正確に行うこと。
- (3) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (4) 本業務を通じて生じた著作権や著作権等の一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (5) 本業務で履行した内容に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (6) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。  
なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、事前に本市に対し書面により申請し、承認を得ること。
- (7) 受託者は、本業務で知りえた情報及び業務に係る内容を第三者に漏らすことや、自己の利益その他の目的のために利用することはできない。これは、委託業務終了後も同様とする。
- (8) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に与えた損害は、すべて受託者の負担とする。